岩手県告示第713号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変
康済会訪問看護ステーション滝沢	滝沢市鵜飼諸葛川16番地19	滝沢市大釜竹鼻163番地14	平成27年7月21日